ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

2012年9月18日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

胡 絢静 中国弁護士

II 中国法令アップデート

- 民事訴訟法(改正法)(全国人民代表大会常務委員会)
- 廃棄電器電子製品処理基金徴収管理規定(財政部、環境保護部など)
- 北京等8省市において営業税に替えて増値税を試験的に徴収する租税徴収管理問題 に関する公告(国家税務総局)
- 流通分野商品品質監督弁法(国家工商行政管理総局)
- 国家計画における重点ソフトウェア企業及び集積回路設計企業認定管理試行弁法(国 家発展改革委員会等)
- 証券会社設立への外資資本参加規則(意見募集稿)(中国証券監督管理委員会)
- 証券会社子会社設立試行規定(意見募集稿)(中国証券監督管理委員会)
- 特殊設備安全法(意見募集稿)(全国人民代表大会常務委員会)
- 環境保護法(改正案)(全国人民代表大会)

Ⅲ 中国万感

~親同士のお見合い大会~ 杜 雲華 中国弁護士

I 中国相談室



中国弁護士 胡 絢静

商務部は、2012 年 8 月 13 日付けで、ウォールマートによる間接的な Niu Hai Holdings の 33.6% の持分取得による事業者結合(以下「本件結合」という。)を条件付きで許可しました。ウォールマートは Niu Hai Holdings を通じて中国オンライン・スーパーマーケット事業の最大手である上海益実多電子商務有限公司の 1 号店(以下「1 号店」という。)のネット直販業務の支配権の取得が認められたことになります」。

ある事業者結合が競争制限・排除的かどうかを判断するうえで、商品・サービス及び地理的な面から市場を画定することが必要となります。この点、商務部は、ウォールマートは世界及び中国のスーパーマーケット市場での主要競争者であって、また 1 号店は中国最大のオンライン・スーパーマーケットであることを理由に、本件結合の関連商品市場を B2C オンライン・リテール市場とし、関連地理市場を中国としました。

商務部は、結合により、ウォールマートはそのネット外の現実の小売市場における競争的優位性 (調達、在庫、物流等)を、オンライン・リテール市場にレバレッジすることができ、その結果、結合 後の事業体の競争力を実質的に高めることができると指摘しました。

また、1 号店はネット直販業務(自らのオンライン・プラットフォームを利用して仕入れ商品を販売する業務)のみならず、他の取引者に商品販売のオンライン・プラットフォームを提供する事業も行っていますが、後者は、付加価値電信業務(Value-added telecom business、以下「VATB」という。)と呼ばれる業務に該当します。商務部は、結合後の事業体が 1 号店を介して VATB 市場に参入すると、既存のネット外の現実の小売市場及びネット直販業務における競争上の優位性を利用して、VATB において優位的地位を取得し、オンライン・プラットフォームのユーザーに対する交渉力を実質的に高めることができ、その結果 VATB 市場に競争排除・制限効果をもたらすおそれがあるとの見解を示しました。

上記の競争排除・制限効果を懸念し、本件結合は以下の問題解消措置の実施が条件とされました。

・ウォールマートによる本件結合は、自らのオンライン・プラットフォームを利用して商品販売を行う部分に限定すること。

¹ 独禁法は、一定の規模を上回る事業者結合(株式買収など)につき、商務部に対する届出を義務づけています。商務部は、届け出られた事業者結合が競争制限・排除的効果をもたらすおそれがあると判断した場合、事業者結合を禁止したり、条件を付けて許可したりすることができます。本件は、後者のケースに該当するものといえます。

·Niu Hai Shanghai²は ICP ライセンス³を取得できるまでは、他の取引者に対し、商品販売のオンライン・プラットフォームを提供する事業に携わってはならないこと。

・ウォールマートは、VIE(Variable interest Entities)ストラクチャー⁴を使って、VATB に従事してはならないこと。

商務部 2010 年通知⁵により、外商投資企業は、自社製品・サービスをインターネットで提供する場合は ICP ライセンスは不要ですが、企業自身のインターネット・プラットフォームを利用して他の取引者へオンラインサービスを提供する場合は、従前と同様に ICP ライセンスを取得しなければならないことが明らかにされています。本件結合で自らのオンライン・プラットフォームを利用して商品販売を行う部分が認められた点は、上記通知の趣旨と一致しています。

上記の決定がこの VIE ストラクチャーの禁止を明言していることは興味深い点です。ただし、本決定は、一般的に VIE ストラクチャーが違法であることを述べるものではないものと思われ、VIE ストラクチャーの適法性については当局の今後の動きをさらに注目する必要があります。

² Niu Hai Shanghai はウォールマートが Niu Hai Holdings を介して有する外商独資企業です。 Niu Hai Shanghai は、直接、上海益実多電子商務有限公司の持分を保有しています。

³ 工業・情報化部(門)が発行する、商品販売のオンライン・プラットフォームを経営するために必要な資格です。

⁴ 上記の VIE ストラクチャーとは、外資企業がその実質的に支配する内資企業を通じて許認可を取得させて、一連の契約によって内資企業の経営をコントロールし、その利益を回収するストラクチャーです。この方法は、ICP ライセンスなど、外資企業には取得が困難な許認可を取得する際に用いられ、実際の例も数多く存在していますが、その適法性は必ずしも明確ではありません。

⁵ 商務部弁公庁関与外商投資互聯網、自動售貨機方式銷售項目審批管理有関問題的通知

II 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕

最新中国法令の解説

<民事訴訟>

民事訴訟法(改正法)(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法は、現行の民事訴訟法の改正法である(2011 年 10 月に改正案)が公表されていた。)。特に重要と思われるのは次の5点である。まず現地の報道でも大きく取り上げられている(1)公益訴訟の創設がある。環境汚染や多数の消費者の権利に対する侵害(食品安全等)につき、「法定の機関」及び「関連組織」に訴え提起の権限が認められた。(2)保全手続が整備され、仲裁申立前の保全を可能とする規定が設けられた(従前は人民法院への訴え提起前の保全のみとされていた。なお、本規定は、中国国外の仲裁機関を指定した場合にも適用されるかについては今後の運用を確認する必要がある。)。また、特許法や商標法等の特別法でしか認められていなかった作為・不作為を命じる保全命令が通常の民事訴訟においても利用可能となった。(3)確定した判決書及び決定書の公開が規定された。(4)当事者に鑑定の申立権が認められた。これまでは職権による鑑定のみが規定されていたが、当事者に鑑定を申し立てる権利が認められた。(5)再審申立期間が整備された。これまで判決・決定の確定後2年以内とされていた再審申立期間が6ヶ月に短縮され、併せて当事者が再審事由を知り得ない場合(証拠が偽造された場合等)の再審申立期間が再審事由を知ってから6ヶ月間とされた。以上のうち特に(1)公益訴訟についてはどのような団体に提訴権が認められるか現時点では明確ではない。今後新たな法令の制定や実務を通じて明確化されていくと思われ、注意が必要である。

(2012年8月31日公布、2013年1月1日施行)(中華人民共和国主席令第59号) [原文] 全国人民代表大会常务委员会关于修改〈中华人民共和国民事诉讼法〉的决定

<中古電気製品管理>

廃棄電器電子製品処理基金徴収管理規定(財政部、環境保護部など)

[ポイント] 本規定は、テレビ、冷蔵庫などの5種類の電器製品の生産者などに課される廃棄電器電子製品処理基金(この基金については、「<u>廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法</u>」を参照。)の納付金の徴収手続などを定めたものである。本規定では、納付金納付義務者が電器電子製品を輸出する場合には納付義務が免除されること、納付金納付者は4半期ごとに納付金の納付を行うべきことのほか、納付を怠った場合には税務上の違法行為の例に照らして処罰されることなどが定められている。

(2012年8月20日公布、同年7月1日施行(遡及適用))(国家税務総局公告2012年第41号)

[原文] 废弃电器电子产品处理基金征收管理规定

<営業税改革>

北京等 8 省市において営業税に替えて増値税を試験的に徴収する租税徴収管理問題に関する 公告(国家税務総局)

[ポイント] 本公告は、北京市などの8省、直轄市で試験的に行われている、交通運送業及び一部の現代サービス業に対する増値税の試験的な徴収(その概要については、8月15日号及び9月4日号も参照)につき、発票(インボイス)の使用などについて定めたものである。

(2012年8月24日公布、施行)(国家税務総局公告2012年第42号)

[原文] 关于北京等8省市营业税改征增值税试点有关税收征收管理问题的公告

<商品流通>

流通分野商品品質監督弁法(国家工商行政管理総局)

[ポイント] 本弁法は、流通過程にある商品について中央・地方政府によって行われる品質検査の手続等についての規定である。一般に流通している商品に対する抜き取り検査が行われ、品質が国家基準や商品に記載された基準に達していない商品については工商行政管理部門から販売者に対し販売の即時停止の勧告がなされる。また、監督状況の公表が行われることも規定されている。

(2012年8月21日公布、施行)(工商消字[2012]146号)

[原文] 流通领域商品质量监测办法

<重点ソフトウェア企業>

国家計画における重点ソフトウェア企業及び集積回路設計企業認定管理試行弁法(国家発展改革委員会等)

[ポイント] 本弁法は、「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を更に奨励する企業所得税政策に関する通知」にて言及されていた、国家計画における重点ソフトウェア企業及び集積回路設計企業の認定基準について定めるものである。重点ソフトウェア企業及び集積回路設計企業の認定を受けるためには、上記通知が定める要件に合致するほか、別途、本弁法が定める認定要件に合致しなければならない。重点ソフトウェア企業及び集積回路設計企業の認定を受けた場合、10パーセントの企業所得税の優遇税率(企業所得税の一般的な税率は25パーセントである。)の適用を受けることができる。

(2012年8月9日公布、施行)(発改高技[2012]2413号)

[原文] 国家规划布局内重点软件企业和集成电路设计企业认定管理试行办法

<証券会社>

証券会社設立への外資資本参加規則(意見募集稿)(中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 本規則は、証券会社に対して外資が資本参加する場合の条件及び手続を定めた規則の改正案である。現行規定では外資の出資比率の上限は 33 パーセントとされているが、改正案では 49 パーセントまでの出資が可能とされている。

(意見募集期間: 2012 年 8 月 24 日~9 月 22 日) [原文]<u>外资参股证券公司设立规则(征求意见稿)</u>

証券会社子会社設立試行規定(意見募集稿)(中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 本規定は、証券会社の証券子会社の設立や経営を規律する規則の改正案である。本規定では証券子会社の経営範囲の拡張に中国証券監督管理委員会による認可が必要とされているが、その認可に必要な条件が、「5年以上の経営の継続かつ直近3年に重大な法令違反がないこと」から、「2年以上の経営の継続かつ信用良好で直近2年に重大な法令違反がないこと」に変更され、規制が緩和されている。

(意見募集期間:2012年8月24日~9月22日) [原文] 证券公司设立子公司试行规定(征求意见稿)

<安全生産>

特殊設備安全法(意見募集稿)(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法(意見募集稿)は、特殊設備(エレベーター、ボイラーなど)の生産、販売、使用を規制するものである。特殊設備の管理に関しては、国務院による「特殊設備安全管理条例」が存在するが、本法は、実質的に同条例に替わるものとなる。

(意見募集期間:2012年8月31日~9月30日)

[原文] 特种设备安全法(征求意见稿)

<環境>

環境保護法(改正案)(全国人民代表大会)

[ポイント] 本法(改正案)は、現行の環境保護法の改正法である。環境保護法は、水汚染防止法や大気汚染防止法など、個別の環境保護関連法の根拠法である。本改正案では、環境汚染やその他の公害を発生させる企業に対し、企業責任者による従業員代表大会への環境保護業務についての報告を含む環境保護責任制度の創設などを求めている。

(意見募集期間: 2012年8月9日~同年9月10日)

[原文] 环境保护法修正案



中国万感



【親同士のお見合い大会】

中国弁護士 杜 雲華

ここ数年来、北京では親同士のお見合い大会が非常に流行している。親同士が我が子の結婚相手を探す大会である。このお見合いはおおむね公園で開催され、週末に数百から数千の親たちが公園に集まる。このようなお見合いが親主導で行われている理由としては、子供の仕事上のプレッシャーが大きく自由な時間が少ない、社交範囲が狭い等が挙げられている。

お見合いは次のように進められる。親が我が子の年齢、収入、学歴、性格などの情報と、結婚相手への要求を紙に書きお互いに示したり交換をする。双方にとって条件があう場合には連絡先を交換し、子供に相手と一度会うように説得する。男性側に対する要求には、マンションや車の所有が含まれることが多い。

親は殆どの場合お見合い大会に参加することを我が子に隠しているうえ、結婚相手への要求も本人の要求ではないため、参加する親たちの人数と熱意にもかかわらず、実際に本人同士が会ったとしても成婚率はそれほど高くなく、交際を始める割合も 10~20%程度と言われている。そのため一部の若者からは「一人芝居(中国語:独角劇)」と呼ばれているようである。





本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。 お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、 china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

.....

本ニュースレターの執筆担当者:

(東京オフィス)(北京オフィス)森脇章中川裕茂中川裕茂濱本浩平若林耕李加弟石黒昭吉李彬屠錦寧杜雲華胡絢静安然

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー38 階(総合受付) Tel: 03-6888-1000(代表)

Email: <u>inquiry@amt-law.com</u>



安徳森·毛利·友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京発展大厦 809 室

郵編 100004

Tel: +86-10-6590-9060(代表) Email: <u>beijing@amt-law2.com</u>

URL: http://www.amt-law.com/